

平成26年度  
第2回高松市香南地区地域審議会  
会議録

と き：平成26年11月19日（水）

と ころ：高松市香南コミュニティセンター大ホール



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

平成26年度  
第2回高松市香南地区地域審議会  
会議録

1 日時

平成26年11月19日（水） 午後2時開会・午後4時20分閉会

2 場所

高松市香南コミュニティセンター 大ホール

3 出席委員 13人

会長	赤松千壽	委員	佐野健藏
副会長	松下桂子	委員	高木民子
委員	石丸英正	委員	富田壽子
委員	井上庄司	委員	丹生修
委員	井上優	委員	松本弘範
委員	植田義信	委員	三好正博
委員	樽谷征子		

4 欠席委員 2人

委員	小比賀富沙子	委員	中村麗子
----	--------	----	------

5 行政関係者

市民政策局長	城下正寿	農林水産課長補佐	
政策課企画担当課長補佐			塩入義彦
	藤澤晴代	スポーツ振興課長	
市民政策局次長地域政策課長事務			高尾和彦
取扱	東原利則	スポーツ振興課長補佐	
地域政策課長補佐			高本直人

山崎茂樹	都市計画課長	木村重之
地域政策課地域振興係長		都市計画課長補佐
黒川桂吾		三宅秀造
人事課行政改革推進室長	道路整備課長	中川 聡
諏訪修司	道路整備課建設係長	
人事課行政改革推進室長補佐		細川昌彦
岡谷 豊	都市整備局次長公園緑地課長事務	
総務局次長危機管理課長事務取扱	取扱	高嶋茂樹
河西洋一	公園緑地課長補佐	
危機管理課長補佐		池田博信
西吉隆典	教育局次長総務課長事務取扱	
農林水産課長 米山 昇		細川公紹

## 6 事務局

支所長	石淵孝博	管理係主任主事	秋山政彦
支所長補佐管理係長事務取扱			
	柏 敏城		

## 7 傍聴者 1人

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について

#### (2) 協議事項

ア 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について

### 4 その他

### 5 閉 会

午後2時 開会

### 会議次第1 開会

○事務局（柏） お待たせをいたしました。

予定の時間がまいりましたので、ただいまから平成26年度第2回高松市香南地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、非常に御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、小比賀委員さんと中村委員さんから、本日は欠席される旨の御連絡をいただいております。

また、高木委員さんにつきましては、少し遅れるとの御連絡をいただいております。

本日は、オブザーバーの辻市議会議員さんにも御案内を差しあげておりますが、遅れて御出席されるものと思います。

次に、傍聴人の方に申しあげます。

傍聴人の方におかれましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、赤松会長よりごあいさつを申しあげます。

○赤松会長 平成26年度第2回高松市香南地区地域審議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申しあげます。

環境汚染と地球の温暖化が騒がれているところですが、気象や気候の変動が余りにも激しく、特に今年は様々な自然災害が発生し、全国各地に多くの被害をもたらしましたが、私たちのこの地域は、無事で平穏に年の瀬を迎えられる幸せをしみじみと感じているところです。

本日は、事務局から報告がありましたが、一部の委員さんは欠席や遅刻ではございますが、他の委員さんお揃いで御出席をいただき、誠にありがとうございます。

前回にも申しあげましたが、市当局の皆さんや委員の皆さん方の御尽力により、合併の建設計画は比較的順調に進んでいると認識しているところではありますが、今年度中に方向性が示される予定の地域審議会、先日から現場での測量が始まりました高松市南部スポーツ施設、東西線道路や将来の支所機能等、まだまだ議論の残る事案も山積しております。

時間の関係もございりますが、より積極的に、より具体的に進めて行かなければならない

時が迫っている感を極めて強くしております。

御出席の皆さん全員の方々に、御協力を賜りたくお願いを申しあげ、簡単ですが御挨拶に代えます。

○事務局（柏） ありがとうございます。

それでは、これ以後の議事進行につきましては、赤松会長さんをお願いいたします。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） 会議次第2、会議録署名委員の指名に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順をお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、佐野健藏委員さん、冨田壽子委員さんのお二人をお願いいたします。

## 会議次第3 議事

### （1）報告事項

#### ア 建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について

○議長（赤松会長） 次に、会議次第3、議事（1）報告事項に移ります。

ア「建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について」、説明をお願いします。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 市民政策局で地域政策課を担当しております東原でございます。

恐れ入りますが、私以降、職員の説明につきましては、座って説明させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

報告事項アの「建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について」、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の内、資料1の建設計画に係る平成25年度事業の実施状況調書（香南地

区のみ)の事業)を御覧ください。

この資料でございますが、一番左側のまちづくりの基本目標として、連帯のまちづくりから参加のまちづくりまで、5つの基本目標ごとに施策の方向、施策項目、事業名、25年度事業の実施状況を記載し、25年度の予算現額と25年度の決算額を対比させるとともに、26年度へ繰り越した事業については、その額と事業の概要を記載しております。

時間の関係もございますので逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の平成25年度決算額を申し上げます。

まず、まちづくりの基本目標の連帯のまちづくりでは、特別保育として、延長保育・障がい児保育などの916万2千円、人権教育の推進として、みんなで人権を考える会2013・市民講座・研修会の開催などの440万3千円でございます。

次に、循環のまちづくりでは、水道管網の整備として、配水管の布設や老朽ビニル管の更新の6,350万7千円、下水道汚水施設の整備(西部処理区)として、汚水管工事の5,452万4千円、合併処理浄化槽設置整備事業として、合併処理浄化槽設置助成20基分の501万6千円でございます。

次に、連携のまちづくりでは、香南支所・コミュニティセンター建設工事として、香南支所・コミュニティセンター外構工事の646万4千円、香南歴史民俗郷土館の充実として、施設の維持管理や常設展示の充実などの1,300万9千円でございます。

次に、交流のまちづくりでは、香南アグリームの機能の活用として、香南アグリーム運営助成の842万3千円でございます。

次のページをお願いします。

同じく、交流のまちづくりでは、香南楽湯の運営および施設修繕の1,406万5千円、地域高規格道路(高松空港連絡道路)(仮称)として、事業費は地元負担金の額ですが302万6千円、県道等整備として、県道三木綾川線の地元負担金として520万1千円、市道等の整備として、香川綾南線や城渡吉光線など7路線の道路改良・舗装工事の2億7,753万円でございます。

以上、連帯のまちづくりから、参加のまちづくりまでの決算額を合わせまして、総額で4億7,094万8千円を平成25年度において執行いたしましたものでございます。

また、右の端の26年度への繰越額の欄に記入のある事業につきましては、25年度内の事業の完了に向けて、鋭意、取り組んできましたが、結果として、どうしても年度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたものであり、予算を26年度に繰り越したも



のでございまして、その総額は3,949万3千円となっております。

以上で、「建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について」の説明を終わります。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました件につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思っております。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

香南体育館の改修と2ページのボンフェスティバル in 香南の開催について、関連していただきますので質問します。

香南体育館の改修とは少し違うかも知れませんが、体育館北面の雨樋上部が相当腐食しており倒れる危険があるということで、カラーコーンで仕切って中には入れないようにしています。この施設は、高松市が管理を指定管理者の財団法人高松市スポーツ振興事業団にお願いしていると思っておりますが、修繕はいつになればできるのか。

関連して、香南町の大イベントである、ボンフェスティバル in 香南を開催している月見ヶ原公園の中にある、東屋の床面が腐って大きな穴が空いています。この施設も、高松市は管理を指定管理者の香川県造園事業協同組合にお願いしている。

指定管理者はどのような管理をしているのか。高松市に苦情が入った場合、恐らく指定管理者が市に指示をされて修繕を行うのだらうと思っておりますが、十分に市の指示が指定管理者に伝わっていないように思います。

雨樋の場合は非常に危険性が高いので、もし事故が起きた場合はどこに責任があるのか。東屋の床面についても同じですが、明日にでも対応しないと、もしもの事故の対応を町民は見ていますので、早急な対応をお願いします。

○高尾スポーツ振興課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

石丸委員さんからお話のありました香南体育館の雨樋でございますが、先ほど現地確認をさせていただきましたが、指定管理者の財団法人高松市スポーツ振興事業団からも報告は受けております。

現在、指定管理者が業者から見積書を徴取しまして修繕を検討しています。他の施設の修繕も含めて予算的に厳しいものがございますが、今年度中を目途に修繕を進めてまいり

たいと存じます。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

先ほども言いましたが、非常に危険性が高いので、今年度中では大丈夫なのか心配です。危険性が高いので、立入禁止区域を拡げるなど、早急に危険が無いような対応が必要だと思います。

○高尾スポーツ振興課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

安全性が一番ということは当然でございます、石丸委員さんが言われたことが正しいと思っていますので、財団法人高松市スポーツ振興事業団にも1日も早く修繕するように、御連絡をさせていただきます。

具体的にいつまでにということは申しあげられませんが、早急に修繕するように連絡をさせていただきたいと思います。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

早急というのは、今年度中ではないということですか。

○高尾スポーツ振興課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

業者との調整も必要になってきますので、見積書を徴収していると聞いております。早い段階で修繕ができるように、財団法人高松市スポーツ振興事業団に連絡をさせていただきます。

○議長（赤松会長） 石丸委員、良いですか。

○石丸委員 はい。

○高嶋都市整備局次長公園緑地課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高嶋都市整備局次長公園緑地課長事務取扱 公園緑地課の高嶋でございます。

月見ヶ原公園の東屋につきましても、指定管理者でございます香川県造園事業協同組合からの報告を受けて、警察の立会いの上で職員が現地を確認しております。その後、香南支所及び辻市議会議員さんからも同様な連絡がございました。

現在の状況でございますが、床材が傷んでいる他、壊されているような状況ございましたので、指定管理者へ安全対策や修繕方法について検討することを依頼し、テープ等で使用禁止の措置を取っている状況でございます。

昨日の報告では、穴が空いている床については、応急的に塞ぐ処置をしております。

修繕方法についてでございますが、床材だけでなく、梁、基礎、柱等も傷んでおりますので、簡易な修繕は難しいとの報告を受けております。現在、抜本的な改築又は建て替えを検討しており、今後、地元コミュニティ協議会等と協議を行いまして、できれば今年度の予算で対応してまいりたいと考えております。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

高松市も各課が施設の管理を指定管理者に委託していますが、どうしても現場からの苦情に対して修繕までに時間が掛かってしまっています。チェック機能と言いますか、意見交換や情報交換が無いのではないかと感じてしまうので、早急な対応をお願いします。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、三好委員どうぞ。

○三好委員 三好です。

市民農園についてお伺いします。

香南アグリームの市民農園について、新しく増設された市民農園の利用状況について、お伺いします。

○米山農林水産課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○米山農林水産課長 農林水産課の米山でございます。

香南アグリームの市民農園については、従来から待たれている方がおられると聞いておりまして、ようやく平成25年度におきまして10区画を増設いたしまして、本年4月から開設しております。

現在の利用状況については、10区画すべての利用者が決定しまして、利用されている

状況でございます。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、三好委員どうぞ。

○三好委員 三好です。

増設した1区画の利用料金については、従来の利用料金と同じですか。

○米山農林水産課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○米山農林水産課長 農林水産課の米山でございます。

新しく運用開始した市民農園は10区画とも面積は70平方メートルでございます、以前からある区画は41区画あり、面積は50平方メートルでございます。

増設した区画の土地については、いままでの市民農園より条件的に不利な部分がございますので、1区画の面積は70平方メートルと50平方メートルですが、共に1年間の利用料金は1万円ということで、有限会社香南町農業振興公社が運営をしております。

○議長（赤松会長） 三好委員、良いですか。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

特に無いようでございますので、ア「建設計画に係る平成25年度事業の実施状況について」は、以上で終わります。

## （2）協議事項

ア 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について

○議長（赤松会長） 次に、（2）協議事項に移ります。

ア「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について」、説明をお願いします。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課の東原でございます。

協議事項アの「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について」、御説明をさせていただきます。

お手元の、資料2をお願いいたします。

この対応調書につきましては、本年6月6日に開催されました第1回地域審議会で取りまとめをお願いし、7月16日に御提出いただきました「建設計画に係る平成27年度の

実施事業に関する意見」に対する対応方針を整理したものでございます。

それでは、項目順にしたがいまして、それぞれ所管をしております担当課から、順次、説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

項目番号1番、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備についてでございます。

この路線の整備につきましては、これまで県に対し強く要望してまいりましたが、平成20年8月に県から方針が示され、当面の対策として、現道の機能強化を基本とし、バイパスルートの整備については、人口減少に伴う将来交通量の推計や、現道の機能強化による効果の検証を行う必要があることから、現時点では、検討を進めることは難しいと伺っております。この道路の構想の推進につきましては、高松市が整備を進めております、市道下川原北線の整備状況を見極めながら、今後とも、引き続き、県に対し強く要望してまいりたいと存じます。

なお、現在、県では現道の県道三木綾川線の交通渋滞解消を図るため、国道193号から県道高松香川線の間において、交差点改良及び歩道整備を行っており、平成25年度から実施している用地測量を引き続き進めるとともに、平成26年度からは建物等調査に着手しており、平成27年度からは地権者の協力が得られるところから鋭意交渉を進めていく予定と伺っております。

次に、項目番号2番、地域高規格道路（高松空港連絡道路）（仮称）の整備についてでございます。

この道路に関係する、本市が整備を進めている市道香川綾南線につきましては、今年度において、全長470メートル区間のうち道路南側400メートルと、道路北側の建物移転完了区間の道路改良を行い、残る用地・補償の交渉を進めることとしております。

この道路に接続する円座香南線（香南工区）につきましては、空港へのアクセス道路の整備として、県において昨年度から測量及び設計を行っていると伺っております。

また、資料には記載していませんが、新しい情報として、平成26年10月31日に高松土木事務所主催で高松市香南町池西農村環境改善センターにおきまして、この道路の事業説明会が開催されました。その内容といたしましては、この路線の線形が公表され、今後、用地の境界確認作業に立ち入ってまいりたいという説明があったと伺っております。

本市といたしましては、今後とも、県、県警と連携を密にし、この路線が早期に整備されるとともに、歩道、信号機等の交通安全施設の整備に十分に配慮されるよう、県に対し

て働き掛けてまいりたいと存じます。

次に、項目番号3番、市道等の整備についてでございます。

市道南原音谷線につきましては、市道香川綾南線及び円座香南線（香南工区）のバイパス整備により、将来交通量が1千台程度まで減少すると予測されておりますことから、請願道路として整備を行う方針でありまして、市といたしましては、地権者の合意形成が図れ、請願道路としての正式な要望書の提出を受けた後、適切に対応してまいりたいと存じます。

また、その他の未整備路線につきましても、これまでと同様、請願道路として整備を行う方針でありまして、全市的なバランスにも配慮する中で、引き続き、地域審議会からの御意見もいただきながら、地元関係者の同意が得られた路線において、順次、整備に努めてまいりたいと存じます。

○細川教育局次長総務課長事務取扱 教育局総務課の細川でございます。

項目番号4番、香南小学校大規模改修工事の着工でございます。

このことにつきまして、合併特例債を最大限に活用して平成27年度中の着工を要望されているものでございますが、第1回の地域審議会でも説明をさせていただきましたが、本市における小・中学校施設につきましては、その多くが建築後25年以上を経過した施設ということで老朽化は進んでおり、全国平均を1割以上超えている状況と認識しております。

そのうち、建築後50年以上経過した校舎を持つ学校が9校ございますなど、老朽化が進んでいる状況にあります。特に、雨漏りや外壁の補修などの改修が必要な施設が増加傾向にありますことから、老朽化対策が喫緊の課題と認識しています。

平成25年3月には、国において、施設の改修等に向けた具体的な手法や長寿命化対策等をまとめた初の指針となる、「学校施設の老朽化対策ビジョン」が策定されており、本市においても、今後、香南小学校も含めまして、小学校50校、中学校23校の学校施設の改修や建替えが集中すると見込まれていることから、国から示された指針を参考に、市が策定を進めておりますファシリティマネジメント方針等を踏まえまして、施設のライフサイクルコストを十分考慮した老朽化対策の検討を進めてまいりたいと存じます。

香南小学校につきましても、平成17年、19年に耐震化は完了しておりますが、建築後、南棟が49年経過、中棟が48年経過、北棟が36年経過しております。最も古い南棟の49年経過というものがございますが、市内では、14番目に古い校舎となっております。

ます。

そういったことで、老朽化は進んでいると認識しておりますが、同様の小・中学校が他にもありますことから、緊急性、安全性、危険性を十分に考慮して、香南小学校も含めた市内の小・中学校の中長期的な改築・改修の全体計画を作成し、本年度と来年度で施設情報システムの構築を行います。平成28年度には長寿命化改修で行うか、改築を行うかの改修方法を示す整備方針を作成し、平成29年度にこの学校はいつ頃に改修・改築を行うという全体計画を策定し、着工してまいりたいと考えております。

なお、香南小学校と香南中学校の体育館は吊り天井になっており、本年度の点検調査の結果、撤去・改修が必要な状況になっています。この吊り天井については、平成27年度から30年度の間で、学校とか施設利用者の御理解をいただく中で、計画的に吊り天井部分の撤去・改修工事をしてまいりたいと思っております。

合併特例債のメリットを最大限に活かしていくというのは、御指摘のとおりでございますが、まずは平成29年度までに整備計画をしっかりと策定し対応してまいりたいと思っております。

財源についても十分に検討を行い、優先順位についてはそういったことを念頭において、公平性・バランスも考えて、老朽化対策事業を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○河西総務局次長危機管理課長事務取扱 危機管理課の河西でございます。

項目番号5番、防災行政無線を利用した一般広報の継続運用についてでございます。

合併町におきましては、防災ラジオを使用した新しいシステムにおいても、行政情報の一般広報ができるよう整備する計画でございます。

なお、より身近な情報を発信し、地域で活用していただくために、無線の資格を有する者を地元で育成しようと計画しておりますので、今後、地元の方の御協力をお願いします。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

項目番号6番、南部地域における特色あるスポーツ施設の整備についてでございます。

建設計画については、誠意を持って実施するものの、平成25年12月高松市議会において、再度、整備内容について一部見直しが求められまして、基本構想の一部見直しを行いました。

なお、施設整備に当たっては、前回の地域審議会でも御説明させていただきましたとおり、まず、スポーツ施設として最低限度必要な施設を先行して整備し、平成28年度中の

完成を目指します。それ以降、管理棟及び夜間照明については、竣工後の利用状況等を勘案し整備を検討してまいります。

また、夜間照明等については、後から整備する際に、先に整備した人工芝をはがす等の工事の後戻りが無いように、配線用の埋設管等の整備を先行するなど、早期整備が可能な整備を検討してまいりたいと存じます。

新たに整備するスポーツ施設は、現在のところ、地元団体等が優先的に利用できる位置付けは考えておりませんが、完成後の施設の管理運営方法については、今後、検討してまいりたいと存じます。

それから、現在の進捗状況ですが、県から用地を取得しまして、現在は測量と地質調査を行っておりますが、それが終われば実施設計を来年の夏頃を目途に進めていきたいと思っております。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

項目番号7番、地域行政組織の再編についてでございます。

地域行政組織の再編に当たっては、合併町の住民の急激な環境の変化を緩和する観点から、塩江・庵治・香南各支所においては、地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスの提供を行うとともに、必要となる職員体制の確保を検討することとしており、具体的な取扱事務の内容や職員体制については、再編計画策定後、各支所の固有事務を含め、取扱事務の範囲を精査する中で検討してまいりたいと存じます。

また、当分の間の具体的な期間については、激変緩和措置であることから恒常的な措置としては考えておりませんが、移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討してまいりたいと存じます。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課の東原でございます。

項目番号8番、建設計画の期間内実施並びに地域審議会の設置期間の延長についてでございます。

建設計画に掲げる各種の施策・事業につきましては、事業の重要性や緊急性、効果性などを総合的に勘案し、誠実かつ計画的に、その推進を図っているところでございまして、できる限り期間内で実施できるよう努めてまいります。

また、5年間延長となった合併特例債の適用を受けるためには、建設計画に掲げる計画期間を延長する変更手続が必要とされておりますが、後年度に交付税措置のある有利な財



源でございます合併特例債につきましては、建設計画に掲げる事業にできる限り活用できるように対応してまいりたいと存じます。

建設計画の期間延長につきましては、進行管理の方法等も併せまして、各地域の方々の御意見等も伺いながら、平成26年度中にその方向性を定めてまいりたいと存じます。

建設計画の期間が延長された場合、建設計画の進捗状況をチェックし、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議において平成27年度まで設置しております地域審議会につきましても、その重要な役割や、本来の設置の趣旨や性格を踏まえ、今年度中に今後の方向性を定めてまいりたいと存じます。

続きまして、項目番号9番、建設計画に係る事業の予算措置についてでございます。

建設計画に掲げる事業の平成28年度以降の予算措置につきましては、建設計画の期間延長や、進行管理の方法等の方向性を定めた上で、適正に対応してまいりたいと存じます。

以上で、協議事項のア「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について」の説明を終わります。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました各項目について、各委員さんより御発言をいただきたいと思えます。

それでは、項目順に進めてまいります。

最初に、項目番号1番、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備について、ございますか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

現在の整備状況について、香東川橋梁から東側部分の用地買収の状況とか、西側部分の市道城渡吉光線の状況について、お聞かせください。

○中川道路整備課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

御質問2点の内、まず、市道下川原北線についてお答えいたします。

香東川橋梁の下部工につきましては、昨年度、西側の橋台と橋脚2基を整備したところですが、引き続き、東側の橋脚2基を発注しておりまして、全体の3分の1までは事業量

を消化しています。西側の橋脚1基を建てるための土止めをしての掘削についても、今月末には完了する予定という状況です。

香東川橋梁から東側300メートル区間の平面道路部分ですが、この部分については夏以降、境界の確定作業を地権者の方々と行ってまいりましたが、途中、体調を崩された方もおられたため時間が掛かってしまいましたが、概ね境界の確定がほぼ完了しつつあるという状況です。一部、調整ができていない部分もありますが、何とか調整をしてまいりたいと思います。引き続き、境界が確定すれば、道路計画部分の買収が必要な部分について、具体の交渉を行ってまいりたいと思います。

2点目の市道城渡吉光線ですが、現在は物件調査の関係の発注をしております、全体の線形については河川管理者との間でも了解を得ているということもございますので、それ以外についても、来年度予算で用地買収等の関係予算を計上してまいりたいと考えています。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

状況は分かりました。

この要望の中には、香東川橋梁から県道円座香南線までを接続することを県に要望してほしいとしていますが、香東川橋梁から香東川沿いに市道城渡吉光線を南下し、城渡橋の部分で合流するというのであれば、私たちが考えている交通量の解消にはつながらないと思います。

このことは、想像すれば分かると思いますが、最低でも県道円座香南線までつないでほしいということを文書に入れていますので、県に強く要望してほしいと思います。

早い段階で実現してほしいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号2番、地域高規格道路（高松空港連絡道路）（仮称）の整備について、ございますか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

現状は、しげなり医院から香南こども園の北側までの工事が進められていますが、拡幅

した道路の南側については舗装されていますが、北側の歩道になる2メートル部分は境にカラーコーンを設置してはいますが、砂利道になっています。先日、車がこの砂利を跳ねてしまい、子どもに当たり怪我をしたようにお聞きしました。現状のままでは危険であるため、仮舗装をして車道と歩道の間には簡易な白線を入れてほしいと思います。

それから、市道香川綾南線は平成27年度末には完成するというのですが、地域高規格道路の事業説明会の内容等についてお伺いします。

また、市の工事部分と県の工事部分の取り合せについて、お聞かせください。

○中川道路整備課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

まず、市道香川綾南線の拡幅工事を進めている件ですが、一部、砂利の部分があり危険であるということです。この道路は、特に北側の関係者の方々に御協力いただいて、歩道を付ける計画をしております。歩道を設置する場合は縁石等を施工する必要がありますが、今年になり一部の区間を広く使えるように舗装を拡げました。

現在、カラーコーンで仕切った場所に縁石工事を行う予定であり、石丸委員さんが言われた危険箇所につきましては、再度、現地調査を行いたいと考えています。

2点目の地域高規格道路と市道香川綾南線の東側が接合する部分について、先ほど御説明をしたように、県の取組が市の工事に比べて遅れている状況ですが、市の工事を完了してしまうと手戻りが発生してしまうので、現場で問題が無い場合は県の工事を待つ必要があるのではないかと考えており、今後、更に県と調整をしてまいりたいと思います。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号3番、市道等の整備について、ございますか。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

私も、市道南原音谷線については良く通りますが、狭く危険な道路だと思っています。初歩的な質問ですが、対応方針の中に「将来交通量が1千台」と書かれていますが、1日の台数ですか。

○中川道路整備課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

その通りです。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

将来交通量が減少しても1日に1千台通るということは、整備が急がれると思いますのでお伺いします。

市道南原音谷線は請願道路として整備するという方針ですが、請願道路になる基準は交通量ですか。

○中川道路整備課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

市の請願道路の採択基準ですが、その路線が市道の認定を受けていること。そして、地域間を連絡する必要性のある道路であること。それから、道路を拡幅することから、沿線の地権者の方々、土地改良区や水利組合等の関係者すべてについて、拡幅に対する同意を取っていただくことが必要です。

皆さん御存知のように、請願道路は生活道路として整備しますので、用地取得の額も一定の決まったものがございます。そういったことも含め、関係者の方々が同意していただいて、請願道路の要望書という書類で提出していただきたいと思います。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

要望書の提出者は、誰になるのでしょうか。

○中川道路整備課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○中川道路整備課長 道路整備課の中川でございます。

請願道路の様式については、相談いただきましたら御説明をさせていただきますが、代表者の方は、一般的には自治会長様に取りまとめ役になっていただき、要望書の裏面には関係される方々の名簿と同意の確認ができるものという、構成になっております。

○議長（赤松会長） 植田委員、良いですか。

○植田委員 分かりました。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号4番、香南小学校大規模改修工事の着工について、ございますか。

○樽谷委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、樽谷委員どうぞ。

○樽谷委員 樽谷です。

学校関係について、いろいろと御配慮いただき、ありがたく思っています。

香南小学校に関しては非常に年数が経っておりますが、市内で14番目に古い校舎ということで、老朽化の危険性を加味していただくということですが、老朽化に付け加えて教育環境も大きく変わっておりまして、一時は不審者対策に頭を悩ましたところではございます。

そういった観点からの改修とか、北棟と中棟の渡り廊下には段差があり、地震等で緊急に避難する時に危ないようなところもありますので、老朽化の危険性に加えて、教育環境に併せた危険性にも配慮した優先順位を御検討いただくよう、要望します。

○細川教育局次長総務課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○細川教育局次長総務課長事務取扱 教育局総務課の細川でございます。

貴重な御意見、ありがとうございます。

今回の老朽化対策の整備計画の策定については、御説明をさせていただいた以外に補足説明をさせていただきます。

説明させていただいた施設の耐震化については、平成27年度までに市内の小・中学校が終わりますが、もちろん香南小・中学校については既に終わっております。

しかし、吊り天井の落下の危険性がある体育館や講堂というのが25施設で26棟あり、その中に香南小・中学校の体育館も入っております。このことも危険度が高いので、早く撤去するように国から通知が来ていますが、香南小・中学校については本年度に点検調査を終えておりますので、平成27年度から30年度までの期間に撤去・改修を計画的に進めていきたいと考えており、半年程、体育館が使えませんので、学校とか利用者の皆様に御理解をいただきながら、対応できる所から対応していくというのが、まず1点あります。

それから、バリアフリーということで、手摺やスロープが十分でない学校もありまして、

今はバリアフリーからユニバーサルデザインに言葉が変わってきていますが、この対策についても緊急性を要する障がい児等がおられる学校をまずは対応し、おられない学校についても住民の方々がお使いになられますので、早くとは思っていますが、これからの全体計画の中に含めていきたいと思えます。

更に、屋外トイレについては古くて狭いということがありますが、後手になっています。また、和式を洋式にするために建替えが必要になってきていますので、こういったことも含めて整備計画の優先順位を付けながら計画的にしていきたいと思います。

委員さんが言われましたように、いろいろな教育環境を良くしていくというような視点も踏まえまして、学校施設の整備計画については、平成29年度を目途に策定していきたいと思います。

○議長（赤松会長） 樽谷委員、他にございますか。

○樽谷委員 ありません。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号5番、防災行政無線を利用した一般広報の継続運用について、ございますか。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

現在、香南支所では防災行政無線を利用して一般広報をしておりますが、地区センター移行後も臨時放送も含めて、香南地区センターで対応することになるのでしょうか。

それとも、香川町の総合センターで対応するようになるのか、お伺いします。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

防災行政無線を活用した一般広報につきましては、引き続き、行っていく方向で考えております。

臨時放送につきましても、同様な扱いと考えてございますが、こういった対応ができるか詳細を詰めていく必要があり、今後、支所長とも協議しながら、どんな対応ができるかということを検討していきたいと思います。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

確認しますが、地区センター移行後も一般放送については香南地区センターで対応するということですね。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

そのような方向で考えております。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

たとえば、運動会や一斉清掃等が雨の場合、急遽、中止の周知をする場合は、地元の事情に詳しく、常に連携している地区センターが臨時放送を対応するほうが、確実に正確な対応ができると思います。

臨時放送についても、香南地区センターで対応していただくように要望します。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

臨時放送については、朝早いとか夜遅いというものもあると思いますので、そういった対応等を含めまして、現場を良くご存じの支所長とも協議しながら、仮にどこまで対応できるか検討する中で、可能な限り、こちらで対応できるように調整してまいりたいと考えております。

○議長（赤松会長） 植田委員、良いですか。

○植田委員 ありがとうございました。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

○井上（優）委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、井上委員どうぞ。

○井上（優）委員 井上です。

関連して、現在、自治会長を通じて防災ラジオの仮申込みを受け付けているようですが、自治会に入っていない方の対応については、どうなっていますか。

○河西総務局次長危機管理課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○河西総務局次長危機管理課長事務取扱 危機管理課の河西でございます。

市としては、広報たかまつ、ホームページ、マスコミ等への資料提供というのが周知の原則でございます。

申込みの受付、今後の販売、集金、市への納金については、各コミュニティ協議会と契約をすることになっております。各コミュニティ協議会の中で、自治会の御協力をいただいで、チラシを作成したり、常会等で周知会を開いたり、いろいろな工夫をしていただいでいるコミュニティ協議会が旧市にもかなりございまして、周知はそういうことございいます。

市としては、各コミュニティ協議会と契約して、手数料をコミュニティ協議会にお支払いするというございいます。

○議長（赤松会長） 井上委員、良いですか。

○井上（優）委員 はい。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようございいますが、私の方から状況報告とお願いをしたいと思います。

防災ラジオの仮申込みについては、説明があったとおりであり間違いではありませんが、市の広報に載せられた内容と、香南地区コミュニティ協議会が地域に知らせた内容とが、文書に間違いは無かったけれども、読む人によってはいろいろな意味に取られてしまいました。

また、今回の取りまとめについては、自治会に加入している人としていない人との区別をどうするのか議論を重ね、自治会で取りまとめもらうよう文書を送付し、自治会長が申込書に押印して提出してほしいと周知をしましたが、内容の徹底が上手くできませんでした。

主管課から依頼する連絡は、コミュニティセンターにメール便やメールで入ります。

交通キャンペーンについては、金曜日の午後に月曜日の早朝に交通キャンペーンを行うという連絡が入ったりしますので、コミュニティセンターの職員は月曜日にメールを見て初めて分かったということがありました。私や交通安全母の会にも連絡が入りますが、文書が双方に来たり、コミュニティセンターだけに来たりしますので、市の各課によって連絡の方法がいろいろですので、市に一貫性を持ってほしいと何回かお願いをしたこともございいます。



ざいますが、よろしく申し上げます。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課の東原でございます。

最後に会長が言われた周知方法ですが、改めて地域政策課で各課に確認をしまして、周知等で現場が混乱をしないような方法を調整させていただきたいと思います。

交通安全キャンペーンについては、5日以内にキャンペーンというように緊急な事でもございますので、特に土日を挟む場合には、担当課の方にもきちんと連絡が付くような方法も検討するように伝えます。

○議長（赤松会長） 連合自治会長会やコミュニティ協議会長会でも意見が出ていますが、担当課まで伝わっているのか分かりません。緊急の場合は、「メールに送信しているからパソコンを確認してほしい」というような内容の、電話連絡をしていただければ良いと思います。

他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号6番、南部地域における特色あるスポーツ施設の整備について、ございますか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

管理棟と夜間照明について、本体工事と同時に施工するのか、状況により次年度以降に施工するのかということだろうと思います。

高松市香川地区地域審議会が要望書を提出したとお聞きしましたが、同時に施工してほしいという内容だろうと思います。その効果があるのか無いのか、実際には同時に施工していただけたらと思っておりますが、どうでしょうか。

○高尾スポーツ振興課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

確かに、高松市香川地区地域審議会から、市長と議長に要望書が提出されたと聞いております。その効果と言われましても、提出後、指導等の動きは特にございません。

現在の段階では、同時施工は困難だと思います。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

管理棟や夜間照明については、スポーツ関係だけではなくて、緊急事態が発生した場合の避難場所としての機能も含むように思います。高松市の南部には、このような施設がありませんので、同時に施工すると経費が安くなると素人ながら感じますし、全体的な事を考えると一度に完了すべきだと思います。

○高尾スポーツ振興課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○高尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課の高尾でございます。

御意見は十分にお聴きしましたので、今後の方向性について検討する中で、参考意見とさせていただきます。

○議長（赤松会長） 石丸委員、良いですか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） 高松市香川地区地域審議会では、全会一致で同時に工事を行うか、続けて工事を行ってほしいという内容の要望書を提出しました。この要望書は、川東、大野、浅野のコミュニティ協議会長の連名になっています。

香南地区も歩調を合わせてほしいという依頼がありましたので準備はできていますが、皆さんの同意がいただければ提出したいと思っています。

前回も申しあげましたが、「スポーツ施設として最低限度必要な施設を先行して整備」の中に、ナイター設備が無ければ最低限度とは言えません。夜間に野球をしようと思っても、ボールを投げることもできません。最低限度として明かりがいるということが、なぜ市議会で理解してもらえないのだろうか。

高尾課長さんが苦勞されていることは知っていますが、要望書を提出させていただきますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号7番、地域行政組織の再編について、ございますか。

○植田委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

質問が多いため、その都度、議長さんの了解を貰わずに質問を続けて良いですか。

○議長（赤松会長） 結構ですが、時間の関係もございますので、質問は簡潔にお願いします。

○植田委員 分かりました。

高松市地域行政組織再編計画については、当分の間とは言え、激変緩和措置という一定の御配慮をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

しかし、当分の間ということは、常識的に考えますとこの当分の間が終われば、香南区センターも出張所並みの地区センターになってしまうという気がしますが、そうなってしまうと香南町はいろいろな面で確実に条件が悪くなるのは明らかです。

そういったことで、私はこの組織再編については、納得ができないことがあります。

今年6月の地域審議会で、市から「個別のことと、全体が要請していることはいたる所で衝突します。そんな時に、現場の状況を聴きながら修正という寛容な考え方も必要ですし、譲っていただくことも必要なかとも思います。そのためにも、この地域審議会という組織があるのだと理解しています。」という、御発言がございました。

私も、まったくその通りだと思いますので、そういったことも十分に承知した上で質問をさせていただきます。

1点目ですが、6月の地域審議会で、私が「この素案が計画になるのはいつ頃か」と質問したところ、人事課から「今年度中というよりも、もう少し早く夏頃までには方針を固めてまいりたい」との答弁がありましたが、再編計画はいつ頃策定になるのでしょうか。

そして、平成28年度からスタートということでしたが、その点の変更はないのでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

再編計画の策定期間でございますが、当初、早ければ夏頃とお答え申しあげましたが、実際の設置に伴います施設改修工事の工程、想定していなかった修繕等の確認に日時を要し、計画の取りまとめが夏頃から遅れているというのが現状でございます。

今後、早い時期に市議会に計画をお示しした上で、遅くとも年度内には取りまとめたいと考えております。

また、平成28年度からのスタートですが、総合センターは既存施設を改修するものと新しく新設する二段階ございますが、施設改修を行うところにつきましては、工事の関係

で平成28年度当初からは難しいとは思いますが、平成28年度中の移行を目指して進めていきたいと考えています。

○植田委員 植田です。

では、香南地区センターはいつ頃になりますか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

香南支所の場合は、施設改修の必要がございませんが、総合センターの移行が28年度中になりますので、現行の支所から地区センターになるのは、時期はいつという明言はできませんが、三層構造の再編のスタートは28年度中になるということです。

○植田委員 植田です。

私は、平成28年4月とと思っていましたが、平成28年度中ということですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

平成28年度当初は難しいと考えております。

○植田委員 植田です。

2点目、激変緩和措置について、お伺いします。

対応方針では、激変緩和措置の内容は、「再編計画策定後、各支所の固有事務を含め、取扱事務の範囲を精査する中で検討してまいりたい」となっていますが、再編計画が策定されていない中ですが、地域審議会にはいつ頃に激変緩和措置の内容が知らされるのでしょうか。

また、その場合、市の担当者が事前に来られて内容の説明があるのでしょうか。それとも、地域審議会委員は新聞報道等で知ることになるのでしょうか、お伺いします。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

激変緩和措置の内容が知らされる時期ということですが、特に激変緩和措置の中の人員体制については、取扱事務をどうするのか具体的に協議をしており、そういったことを精査した上で移行に支障を来さないように、人員体制については役所全体に関わってくると思いますが、来年の秋から冬頃になろうかと思えます。

したがいまして、激変緩和措置とする業務も含めまして、恐らく、その頃に地域審議会にお示しできるものと考えております。

○植田委員 植田です。

来年の今頃ということでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

イメージでは、1年後にお示しできるものと考えています。

○植田委員 植田です。

私は、この地域審議会は5年間延長されるように思っていますが、今後、どうなるのかわかりませんので、できるだけ約束は守っていただきたいと思います。地域審議会がある間に、とにかく激変緩和措置の内容は聞きたい。そうでなければ、内容を聞いても意見の言いようがないということを知りたいために言いました。

1年後に内容説明があるということで理解しておきますが、良いですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

はい。

○植田委員 植田です。

激変緩和措置の具体的な内容について、本年6月の地域審議会から半年が経ちましたが、今ははっきりと言えないということは分かっていますが、あの時より、もう少し具体的に言えるようになったものがあれば、この場で教えていただきたいと思います。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

具体的な内容を申しあげる段階ではございません。

先ほども申しあげましたが、細かい部分について各担当課や支所・出張所とも協議を進めていますので、お答えできる時期になりましたら、当然、お答えしてまいります。

○植田委員 植田です。

激変緩和措置の内容は、来年の今頃までには、事前に御説明が地域審議会にあるということが良いですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

それにつきましては、その時期までには業務や業務に対する人員体制について、お示しできるものと考えております。

○植田委員 植田です。

次に、窓口サービスの範囲について、質問します。

本年6月の高松市議会の代表質問で、市長さんは激変緩和に留意した措置を講ずる必要があるとした上で、「塩江、庵治、香南支所につきましては、地区センターへの移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続して提供する」と答弁されましたが、この窓口サービスの範囲には、オンライン業務や相談業務はもちろん、現在、香南支所で行っている仕事のすべてが該当するように思いますが、いかがでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

窓口業務がどこまでかということですが、オンライン業務や相談業務は含まれていると考えております。

相談業務の範囲ですが、今後、現場とも協議をする中で決めてまいります。一般的な相談や住民の方が直接窓口に来られた場合の対応、証明書等の発行については、当然、窓口業務と考えております。

一方、支所業務としては、直接住民の方への対応ではありませんが、内部管理的な事務が含まれていると思います。そういった業務がどの程度あるのか把握していませんが、支所長さんと協議をする中で詰めていきたいと考えています。

住民の方が、直接窓口に来られた場合の対応については、引き続き、行ってまいります。

○植田委員 植田です。

窓口サービスの範囲ですが、広義に解釈するか狭義に解釈するかで対象は変わってくると思いますが、支所は出先機関としての性格上、町民の皆さんが直接訪れて、職員が顔を直に突き合わせて必要な書類を入手したり、物事を解決したりする場所だと思います。

そういったことから、オンライン業務や相談業務は窓口サービスの議論の余地は無いように思いますが、それ以外の業務も出先機関の性格上、日々町民と顔を合わせていろいろな処理をしていますので、私はオンライン業務や相談業務以外にも窓口サービスと思っております。

次に、現在は自治会の方が葬儀の申請のため、休日や夜間でも支所に行き手続きをすることがありますが、地区センター移行後も地区センターには休日や夜間に職員がおられて手続きができるのでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

この問題については、全市的な検討が必要であり、現在はどのようにするのかというところに至っておりません。今後、全市的な視点で検討を進めてまいりたいと考えております。

○植田委員 植田です。

できるだけ、そういった町民の声もありますので、御配慮いただくようお願いします。

次に、激変緩和措置の内容が決まった時点で、「これまでどおり、香南地区センターで用事が済むもの」、「香川町の総合センターへ行かなければならないもの」の区分で、分かりやすい資料をお示しいただけないでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

その点については、先ほど窓口業務の範囲のお話がありましたが、基本的には現支所の窓口業務は、協議になるかも分かりませんが、引き続き行ってまいりたい。

実際に総合センターに行かなければならないものについては、決まった段階で継続して行うサービス、そうでないものをできるだけ分かりやすく、住民の皆様にも移行するまでの間で周知してまいりたいと考えております。

○植田委員 植田です。

3点目、相談業務について、お伺いします。

激変緩和措置で配置する職員に、もう一人増員して相談業務に専門に対応できる職員を配置してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

人員の増員につきましては、現段階で配置人員を何人にするかが決まっておりますのでお答えできません。

○植田委員 植田です。

それでは、要望に変えます。

次に、具体的な質問ですが、確定申告時の市・県民税の相談や選挙時の期日前投票は、これまでどおり香南地区センターで行われるのでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

確定申告時の相談は、現在でも期日は限定していますが、再編後も継続して実施する予定としております。

期日前投票については、選挙管理委員会が決めることですが、現在は市役所とか各支所、ことでん瓦町駅、今年からは香西本町のイオンモール高松で行っています。

今後の期日前投票所の設置位置については、選挙管理委員会から「高松市域全体で適正な配置を検討してまいりたい」と、伺っております。

○植田委員 植田です。

相談業務について、私の思いを申しあげますが、香南町民にとって、支所に行つての相談は市政全般から国や県に関するものまで幅広い訳です。役場時代と同じように、困った時や分からない時の拠り所的な存在となっています。

私もよく支所へ行きますが、必ず高齢者の方を見かけます。オンライン業務や相談業務は別にして、年間を通して支所を訪れる半数の人は高齢者のように思います。これは、本人の用事はもちろん、息子さんの用事のために支所に来ているということもあり、高齢者

の方が多いように思います。

香南町でも、車の運転が難しくなっている高齢者、交通手段を持たない高齢者も多いと思いますので、どうか高齢者や交通弱者の方の相談のために、香川町の総合センターまで行かなくて良いような御配慮をお願いします。

4点目は、香南地区センターにセンター長等の責任者を置いていただけないでしょうかということです。

当初、素案では常駐職員は4人で、責任者は置かないということだったと思いますが、激変緩和措置を講じていただくことになりましたので、相当数の常駐職員の確保が見込まれることになりました。

しかし、地区センターにセンター長等の責任者がいなければ、しっかりとした組織にならず、職場にもまとまりや緊張感がなくなり、良い仕事もできないと思います。

また、巨大地震発生の心配に加え、最近では温暖化の影響でしょうか、全国各地で大雨やゲリラ豪雨等の異常気象が発生していますが、香南地区センターがそういった事態に陥った場合でも、常に責任者がいれば職員も混乱せずに、異常事態に的確にそして迅速に対応できるような気がします。

特に、香南・庵治・塩江の合併3町は、面積も比較的広く、山間部も多くて地形的にも自然災害発生の危険性が非常に高い地域だと思いますが、今年の台風の際には避難準備情報も出されました。こういった地形等の自然条件を考慮していただき、合併町の地区センターにはセンター長とかの責任者を置くべきだと要望します。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

このことにつきましては、適正な業務を執行していくためには、責任者の配置が必要だと考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

○植田委員 植田です。

5点目、当分の間について、お伺いします。

当分の間は一体どの程度の期間になるのか非常に気になるところですが、ある時、突然にこの当分の間が終わり、常駐職員が2人から4人の出張所並みの地区センターになってしまいますと、大きな迷惑を被り、とまどうのはたくさんの方の香南町民ですし、多分、その頃には地域審議会も無いでしょうからお伺いします。

対応方針の中では、「激変緩和措置であることから恒常的な措置としては考えておりません」ということですが、当分の間の期間について高松市が考えている思惑と言いますか、



目途はあるのでしょうか。

それとも、全くの白紙と受け取ってよろしいのでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

具体的な期間につきましては、移行後の状況を見ながら検討してまいりたいとお答えしておりますが、それ以外の考えは一切ございません。

○植田委員 植田です。

対応方針の中で、当分の間の具体的な期間については「移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討してまいりたい」とありますが、もう少し具体的に分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

移行後に於ける窓口の利用状況については、今後、マイナンバー制度等も検討されており、将来的にサービスの提供方法の変化が想定されています。そうなりますと、今後、支所の窓口でのサービス内容も変わってくるのが予想されますので、見直しの必要が生じてくるのではないかと思います。

そういったことから、人員体制をどうするのか検討をする必要があるということです。

○植田委員 植田です。

そういったことであれば、激変緩和措置については恒常化する予定はないが、今後の状況等を総合的に考えて、当分の間が決まっていくということですか。

私は、今回の答えを見た時に、今後の状況次第ではこの当分の間は無くなり、十分、激変緩和措置を恒常化することは可能であると解釈しましたが、まったくの間違いでは無いですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

当分の間が、5年になるのか10年になるのか、一切、分かりません。窓口サービスの在り方については、今後の状況によって変わってくる可能性があります。

それから、市役所と言いますか行政全体もいろいろな制度が変わり、行政組織そのものも制度に対応した見直しが求められるというようになってくると思います。そういった中で、窓口サービスの在り方等も変わってくることも想定されますが、そういった時にも対応していく必要がございますので、随時、状況に応じた見直しを行う必要があります。

したがって、期間については分かりませんが、計画では将来的には地区センターになるということになっていきますので、そういった取扱いにはなっています。

○植田委員 植田です。

それでは、6点目です。

私は、香南支所が地区センターになっても、二桁の常駐職員を確保してほしいという希望を持っていますが、現時点では不透明な状況です。

もし、激変緩和措置の業務や体制を一過性のものでなく将来に亘って恒常的なものにしていただければ、町民は将来に向けて大きな安心感が得られますし、行政サービスの若干の低下にも辛抱できると思います。

また、建設計画自体は順調に進捗していますので、香南町民は「やっぱり高松市と合併して良かった」と、改めて実感できると思います。

そういったことで、激変緩和措置を将来に亘って恒常的なものにしていただきたいですが、そこまでの譲歩と言いますか、考え方を修正していただければ、町民の皆さんも組織再編には納得してくれると思います。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

先ほど申しあげましたように、当分の間がどの位の期間になるか分かりませんが、それが10年、20年という長い期間になるかも分かりませんし、何とも言えないところではございますが、現状としては恒常的な措置とは考えておりません。

将来的には、地区センターの取扱いになるということを現在は考えております。

○植田委員 植田です。

地区センターの取扱いというのは、人数が減るということですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

現在の計画では、地区センターは4人になるとありますので、先ほどから言っていますが、いつからするということは分かっていますが、計画に基づいて進めていくこととしていますので、将来的には地区センターの取扱いになっていくものと考えております。

○植田委員 植田です。

私が貴重な時間を使って質問をするのには、そのことが一番、香南町のためにならないということを知っていただくためです。何とか、高松市には考えていただきたいということが、私の最大の希望です。

最後になりましたが、私は本年6月の地域審議会でも、再編計画に関連して、いろいろな問題点や矛盾点について質問をさせていただきました。その際、高松市の答えは、ほとんどが「当分の間、激変緩和措置を講じてまいりたい」という、答弁であったように思い

ます。

私は、その「当分の間」に拘っており、来年の地域審議会では激変緩和措置を恒常的なものにしていただくよう、再度、質問をさせていただきます。そのお答え次第では、非常に申し訳ありませんが、6月の地域審議会で私が質問した問題点や矛盾点の中から項目を絞って、再度、質問をさせていただきたいと思っていますので、どうか真摯にお答えいただけます。この組織再編に係る説明責任を果たしてほしいと思っています。

とにかく、香南町はれっきとした一つの地方自治体でした。役場時代は常駐職員が約50人いたそうです。この当分の間が終わる、室長さんが言われたように常駐職員が2人から4人になってしまえば、行政サービスは大きく低下してしまい、香南町民は本当にかっかりすると思います。

香南町がれっきとした一つの地方自治体であった事実、香南町の合併の経緯、建設計画に書かれている合併6町間の地域バランス、香南・庵治・塩江の面積や地形等の自然条件、合併町の重要性や特異性を総合的に勘案されまして、特段の御配慮をいただくことをお願い申しあげまして、質問を終わります。

○議長（赤松会長） 植田委員、お疲れ様でした。

他にございませんか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

植田委員は、窓口サービス、職員体制、人数について質問をされましたが、私は職員の人選について質問をします。

将来、地区センターとなって、職員が何人になるかは分かりませんが、誰が職員で常駐するかによって、香南地区コミュニティ協議会のサービスが100点に近づけるかどうかということです。

香南地区コミュニティ協議会では、香南町のイベントとして、ボンフェスティバル in 香南、文化祭とウォークラリー大会を含めたまちづくりフェスティバル in 香南、防災訓練等を実施しています。運営については、役員を中心に各種団体が協力し合って行い成功していますが、その役員以上に重要なのが支所の職員です。

現在、香南支所には14人の職員がいますが、先日のまちづくりフェスティバル in 香南では、支所の担当者に2日間手伝ってもらいました。その方がいなければ、すべての準備

から当日の運営まで、地域だけではできませんでした。

本来は、住民が皆で行うものですが、合併町では町時代からの慣例ということもあり、予算についてもその方の協力を得ながらやってきており、その方がいなければと考えた時、多岐に亘るイベントが継続できるのかということを心配しています。

しかし、その方以外にも香南支所には職員がいます。職員全員が協力すれば、容易に準備や運営ができたように思います。

そういったことから、今後、地区センターに移行する時の人選には、高松市長が協働のまちづくりをよく言われますが、市の職員も地元で「協力しなさい」というような内容も含まれていると思いますので、職員の人選については、現在も含めて、地区センター移行後も地元根付いた職員が必要でないかと、声を大にして言いたいと思います。

ここにお集まりの職員の皆さんも、地元では協力されているように思っていますので、そういった気持ちを持った職員を配置してほしいと、現在も含めて強く言っておきます。支所の担当者は、休日も返上して大変だと思いますが、その方がいなければ来年はどうなるのかという不安もありますので、要望にもなりますがよろしく願います。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

適切なお答えになるかどうか分かりませんが、地元のボンフェスティバル in 香南等のいろいろな行事について、職員が担っているとお聞きしましたが、委員さんも御承知のとおり、高松市では、高松市自治基本条例や自治と協働の基本指針等を策定して、それぞれの地域特性を活かしながら多様な主体が参加・協働するまちづくりに積極的に取り組んでおります。

このような中、地域活動の重要性を理解してサポートできる職員として協働推進員も配置しておりますので、そういった人材の育成には積極的に努めてまいりたい。

なお、こちらの配置職員につきましては、地域活動の重要性とか地域活動にもサポートすることを十分に理解してもらおう中で、当然、地元地域の実情に通じている人や業務にも精通した人材の配置に努めてまいりたいと考えております。

現在の職員についても、市全体として協働のまちづくりの観点から、地域と共にまちづくりを進めていこうということから、積極的に研修を開いたりしていますので、そういったことを通して職員の意識改善が向上できるように考えております。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

その答弁を、現在の職員の皆様にお伝えいただけますか。また、そういった指導をしていただきたい。

今後の人事異動の際は、特に理解ある職員の配置をよろしくお願いします。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

要望として、お伺いしておきます。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、三好委員どうぞ。

○三好委員 三好です。

植田委員、石丸委員の質問に関連しているかも分かりませんが、市道等の損傷、水道の漏水、野良犬の集団やイノシシ等が出没した場合等の緊急事態には、現在は支所の職員が直ぐに現地に行って確認して、関係課や関係機関に連絡するなど、迅速で的確な対応がなされていると思いますが、地区センター移行後もこういった緊急対応には地区センターが対応していただけるのか。

また、現場を知らなければ対応することができないと思いますが、いかがですか。

○諏訪人事課行政改革推進室長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○諏訪人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室の諏訪でございます。

先ほどから申していますように、個々の業務については支所長も含めて関係課と協議をしているところですので、その中で総合センターであるべきか、地元に近い地区センターであるべきか、今後の調整ということでお答えすることができませんが、身近な所で完結できる方向で検討を進めているところでございます。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、三好委員どうぞ。

○三好委員 三好です。

関連して、農林水産課にお伺いします。

香南町内に於ける有害鳥獣対策について、現状と高松市が認識しているこれからの課題についてお伺いします。

○米山農林水産課長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○米山農林水産課長 農林水産課の米山です。

三好委員さんが言われた有害鳥獣対策について、香南町に関するものを申しあげます。

香南町については、特に高松空港周辺のパイロットファームを始めまして、農業や畜産業が非常に盛んで農用地が多い地域でございますが、御承知のようにイノシシやカラス等の野生鳥獣による農作物被害に加えまして、最近では住宅地へのイノシシの出没が報告されている状況でございます。最近では、本市の都市部でもいたる所でイノシシが出没しており、報道もされています。

本市におきましては、高松市鳥獣被害防止計画に基づきまして猟友会の協力により、積極的に捕獲を実施している他、農家が設置する侵入防止柵への支援を行っております。

しかしながら、空港周辺の区域につきましては、特定猟具の使用禁止区域に指定されておりまして、イノシシの捕獲は罠によるものが中心でございます。加えて三好委員が言われているように野犬が非常に多い地域でございますので、他の地域と比較して捕獲が困難だとお聞きしています。

また、畜産農家では野犬による被害も報告されていることから、今後におきましても、現在も行っていますが保健所との連携を図りつつ、イノシシや野犬の捕獲を行ってまいりたいと存じます。

農作物の被害防護につきましては、個人で行うより集落等で一体的に行う方が効果が上がりますので、集落単位での農地等への進入防止柵の設置を推進してまいりたいと思っています。

それから、イノシシの緊急の出没につきましては、現在は県と警察と市にも連絡が入っており、農林水産課の人数は少ないですが、担当職員が土日でも連絡があれば現地にまいります。また、連絡が取れない場合は私に連絡が入って、どういうふうに対応するというのを、県や警察と協議して行動しているという実情でございます。

○議長（赤松会長） 三好委員、良いですか。

○三好委員 はい。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号8番、建設計画の期間内実施並びに地域審議会の設置期間の延長について、ございますか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

香南町は高松市と合併して、後1年と少しで10年を迎えるようになります。市町村の合併の特例に関する法律に基づいた大きな出来事ではありましたが、認識が徐々に薄れてきているように、最近、特に感じています。

高松市南部地域スポーツ施設については、市議会議員の発言によって施工時期が遅れたり、ある部分は後で施工すれば良いと縮小されました。また、行政組織再編計画では香南支所は地区センターに移行され、職員が2人から4人になるという計画になっています。

これらのことは、合併して悪かったような、合併が悪とか罪のように見られているのではないかと感じてしまいます。

各地区同じだと思いますが、高松市香南地区地域審議会では合併特例債を活用して建設計画を推進していくということですが、香南地区だけが合併特例債を使用しているのではなく、高松市全域で合併特例債は使っています。高松市全域で550億円の内、旧市内が480億円を使う予定であり、恩恵を受けているのは旧市内も同じであり、ソフト面も含めて、高松市南消防署や屋島陸上競技場等の施設整備にも使われています。

合併したから不利になったという旧市内の方々の意見を払拭するためにも、合併特例債はどんな所で使われているのか高松市全域の地図に記載して、広報等で特集を組んで掲載したりしないと、永遠と合併町は罪な意識を持っていなければならないと思います。

合併することによって、旧市内についても恩恵を受けているという事を伝えていただきたいと思います。

少し前のテレビで、合併をしたために、高松市の南部地域にスポーツ施設を整備しなければならないというような内容の番組が放送されましたが、合併によって旧市内も恩恵を受けているというような内容で放送されるためにも、これからはいろいろな機会を通して、旧市内にも合併特例債が使われているということを伝えてほしいと思います。

また、高松市全図に合併特例債を活用した事業等を記載して、配布いただきたいと思います。

○城下市民政策局長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局の城下でございます。

合併特例債の用途のお話ですが、合併特例債からみた合併の意義というようなお話だろうと思いますが、合併特例債自体は建設計画に登載している事業に活用できる他、合併の一体性の確保のための事業に使えるということで、協議の結果、了解が得られたものでございます。

石丸委員さんが言われた500億円については、合併をした全体として、それだけの許可額がある枠の数字だと思います。実際に借入れを起しているのは、記憶では2百数十億円規模だったかと思います。

その借入れを起しているものについて、どこの事業に充てているか地区毎に落とした場合、確かに合併町だけでなく、屋島陸上競技場とか、エリア的に旧市内の施設にも充てているという事実は言われたとおりです。

更に、一体性の確保という点ですと、具体的な路線名までは覚えていませんが、合併町地区から旧市内までのつながっている主要な市道についても、合併特例債を充てることができるようになっていきます。

お話をいただいた趣旨につきましては、所管が財政局になりますので、私の方から直接、担当局長にもお伝えしまして、どういう対応をされるかの判断をお願いしなければなりません。要は合併によって旧市内側と合併町側で合併特例債の使い方について、いろいろな認識がある。もう少し、合併の制度に附属している合併特例債というものはこういうものであると、正確に市民に周知してほしいというお話なので、その趣旨はしっかりと伝えます。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

新しい市民病院は対象ですか。

○城下市民政策局長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局の城下でございます。

確か、そうであったと思います。



○議長（赤松会長） 対応方針の中で、この地域審議会の存続については、平成26年度内に方向性が示されるということだったと思いますが、予定では、平成26年度の地域審議会が本日最後ということですが、方向性はまだ分かりませんか。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○東原市民政策局次長地域政策課長事務取扱 地域政策課の東原でございます。

まずは、市としてどういった方向という意味決定をした上で、年が変わった後に地域審議会の御意見を改めてお聞きするということと、最終的に手続きをする場合は、地域審議会への諮問は法律で定められているため、来年度の地域審議会では、そういうことも含めてお話をさせていただきます。

○議長（赤松会長） 前回の議事録を見ると、平成26年度中に方向性が示せるとあったので、聞いてみました。

○城下市民政策局長 はい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局の城下でございます。

私共の考え方については、対応方針に書いてあるとおりです。

要は、地域審議会の期限が平成27年度までとなっているので、延長するのであれば必要な手続きがいろいろと決まっていますので、平成27年度に順次、取っていくということになります。

そのために、本市自体はどう考えるということについては、本年度中にしっかりと固めていこうという御回答を、前回の地域審議会でもお話をしております。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。

無いようでございますので、次に項目番号9番、建設計画に係る事業の予算措置について、ございますか。

特に無いようでございますので、ア「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について」は、以上で終わります。

#### 会議次第4 その他

○議長（赤松会長） 次に、会議次第4「その他」ですが、何かございますか。

## 会議次第5 閉会

○議長（赤松会長） 特に無いようでございますので、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、また、円滑な進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「平成26年度第2回高松市香南地区地域審議会」を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

午後4時20分 閉会

---

会議録署名委員

委員 佐野 健藏

委員 富田 壽子



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」